

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和8年4月28日から2週間、下水道部河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

公共下水道管理者 市川市
代表者 市川市長 田中 甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日
令和8年4月30日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

町名	番地
宮久保六丁目	1番、5～7番の各一部

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
市川市下妙典、本行徳及び加藤新田 江戸川第一終末処理場
市川市福栄4丁目32番2号 江戸川第二終末処理場

市川市公告 第 116 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第36条第2項の規定により次の開発行為
の工事が完了し検査済証を交付したので同
条第3項の規定により公告する。

令和8年4月28日

市川市長 田中 甲

1. 許可番号

令和7年11月5日 市川市指令第411号の25036

2. 開発区域または工区に含まれる地域の名称

(許可時)市川市国分三丁目

1782番4、1782番13の一部、1782番14、1782番15、1782番16

(完了時)市川市国分三丁目

1782番4、1782番13、1782番14、1782番15、1782番16、1782番72、
1782番73、1782番74、1782番75、1782番76、1782番77、1782番78、
1782番79、1782番80、1782番81、1782番82

3. 許可を受けた者の住所及び氏名

住所 東京都武蔵野市境二丁目2番2号

氏名 株式会社 飯田産業 代表取締役 築地 重彦